

公益社団法人五島法人会 会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人五島法人会（以下「本会」という。）の定款第9条の規程に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第2条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。年額会費は、会員1社あたり6,000円とする。

- 2 前項の会費については、理事会が相当の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における管理運営経費に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は年一回とし、請求後3カ月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

- 2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から自動引落としにより納入する。
- 3 前項の自動引落としを希望しない場合は、以下のいずれかの方法によることができる。

- (1) 金融機関を利用しての振込

- (2) 集金

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、

1 0月以降に入会した者は、年額の2分の1とする。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第8条第4号に該当すると判断した場合、1カ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年5月24日から施行する。ただし、平成28年度会費から適用する。